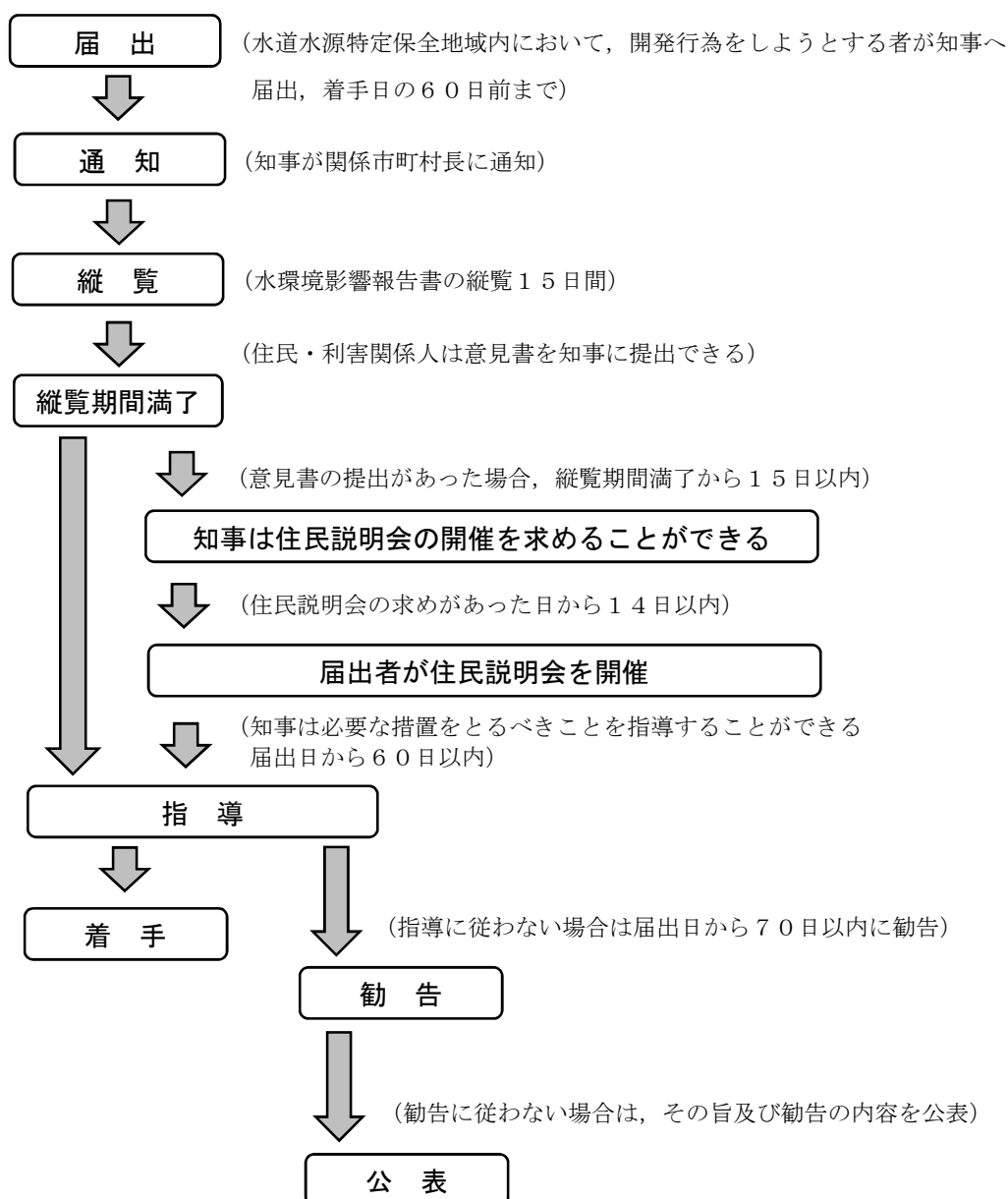


ふるさと宮城の水循環保全条例に基づく開発行為の届出に係る運用指針

1 運用指針の目的

この運用指針は、ふるさと宮城の水循環保全条例（平成16年宮城県条例第42号。以下「条例」という。）に基づく開発行為の届出に係る運用について、基本的な方針を定めるものである。

2 開発行為届出等に係る手続（条例第14条、条例施行規則（平成16年宮城県規則第146号）第7条）



3 開発行為の届出（条例第14条第1項、条例施行規則第4条）

水道水源特定保全地域内において、開発行為（※1）をしようとする者は、当該開発行為に着手する日の60日前までに次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 開発行為届出書（様式第1号）
- (2) 添付図書
 - ・縮尺5万分の1以上の地形図（開発行為地の位置）
 - ・縮尺5千分の1以上の概況図及び写真（開発行為地及びその付近の状況）
 - ・縮尺千分の1以上の平面図，立面図，断面図及び構造図（開発行為の施行方法）
 - ・縮尺千分の1以上の復元計画図（開発行為の終了後の地形，地質，植生）
- (3) 水環境影響報告書

届出日は、知事（環境生活部環境対策課）が届出書についての受理を通知した日とする。届出書等に不備があった場合その是正を求め、是正後に届出書を受理するものとする。

提出部数については、一般の縦覧に供するため、届出をしようとする者は、縦覧場所（県庁舎，関係県地方振興事務所庁舎，関係市町村役場）に応じた部数を提出しなければならない。

条例第十四条第一項

（開発行為の届出）

第十四条 水道水源特定保全地域内において次に掲げる行為（以下「開発行為」という。）をしようとする者は、当該開発行為に着手する日の六十日前までに、規則で定めるところにより、開発行為の種類、場所、施行方法、水環境に与える影響予測評価、着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

- 一 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 二 木竹を伐採すること。
- 三 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 四 土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

※1

条例施行規則第四条

（開発行為の届出）

第四条 条例第十四条第一項の規定による届出をしようとする者は、開発行為届出書（様式第一号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - 一 開発行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図
 - 二 開発行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
 - 三 開発行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図，立面図，断面図及び構造図
 - 四 開発行為の終了後における開発行為地及びその付近の地形及び地質並びに植生の復元計画を明らかにした縮尺千分の一以上の図面
- 3 条例第十四条第一項の影響予測評価は、水環境の現況を調査し、及び将来の状況を予測することによって行い、その結果を水環境影響報告書として取りまとめなければならない。

4 届出を要しない行為（条例第14条第2項、条例施行規則第5条）

次に掲げる行為については、届出を要しない。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (2) 面積が1,000㎡を超えない行為であって、条例施行規則第5条第1項（※2）で定めるもの
- (3) 法令に基づく許可、認可、届出を要する行為のうち、条例施行規則第5条第2項（※3）で定めるもの
- (4) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、条例施行規則第5条第3項（別表）（※4）で定めるもの
- (5) 水道水源特定保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為
- (6) 国又は地方公共団体が行う行為
- (7) 農業、林業又は漁業を営むために行う行為
- (8) 自己の居住の用に供する住宅の新築、改築、増築、移転又は撤去
- (9) その他条例施行規則第5条第4項（※5）で定める行為

<p>条例第十四条第二項 (開発行為の届出)</p> <p>2 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 二 面積が千平方メートルを超えない行為であって規則で定めるもの 三 法令に基づく許可、認可、届出等を要する行為のうち、水道水源特定保全地域における良好な水環境に支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものとして規則で定めるもの 四 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、水道水源特定保全地域における良好な水環境に支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものとして規則で定めるもの 五 水道水源特定保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為 六 国又は地方公共団体が行う行為 七 農業、林業又は漁業を営むために行う行為 八 自己の居住の用に供する住宅の新築、改築、増築、移転又は撤去 九 その他規則で定める行為
--

<p>※2 {</p> <p>※3 {</p>	<p>条例施行規則第五条 (届出を要しない行為)</p> <p>第五条 条例第十四条第二項第二号の規則で定める行為は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 鉱物の掘採又は土石の採取 二 木竹の伐採 三 工作物（当該工作物の水平投影面積が千平方メートルを超えないものに限る。）の新築、改築又は増築 四 土地の開墾その他の土地の形質の変更 <p>2 条例第十四条第二項第三号の規則で定める行為は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項又は第三十四条第一項若しくは第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による許可及び同法第三十四条の二第一項の規定による届出を要する行為 	<p>民有林開発行為許可 保安林伐採許可 保安林土地形質変更許可 保安林択伐届出</p>
-------------------------	--	--

<p>二 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二十条第三項又は第二十一条第三項の規定による許可及び同法第二十条第六項，第二十一条第六項又は第三十三条第一項の規定による届出を要する行為</p> <p>三 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第二十条の規定による承認及び同法第二十五条，第二十六条第一項，第二十七条第一項，第五十五条第一項，第五十七条第一項，第五十八条の四第一項又は第五十八条の六第一項の規定による許可を要する行為</p> <p>四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和三十五年法律第三十七号）第八条第一項又は第十五条第一項の規定による許可，同法第九条第一項，又は第十五条の二の六第一項の規定による変更の許可を要する行為</p> <p>五 自然環境保全法（昭和三十七年法律第八十五号）第十七条第一項又は第二十五条第四項の規定による許可及び同法第二十八条第一項の規定による届出を要する行為</p> <p>六 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）による環境影響評価の実施を要する行為</p> <p>七 市町村の条例の規定による許可，認可，届出等を要する行為であって，水道水源特定保全地域における良好な水環境に支障を及ぼすおそれが少ないと認められるとして，知事が別に定めるもの</p> <p>3 条例第十四条第二項第四号の規則で定める行為は，別表に掲げるとおりとする。</p> <p>※5 4 条例第十四条第二項第九号の規則で定める行為は，次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 文化財保護法（昭和三十五年法律第二百四十四号）第二百五条第一項の規定による許可及び同法第二百二十七条第一項の規定による届出を要する行為</p> <p>二 採石法（昭和三十五年法律第二百九十一号）第三十三条の規定による認可，同法第三十三条の五第一項の規定による変更の認可及び同条第二項の規定による届出を要する行為</p> <p>三 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条第一項又は第六条第一項の規定による許可を要する行為</p> <p>四 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十八条第一項の規定による許可を要する行為</p> <p>五 砂利採取法（昭和三十四年法律第七十四号）第十六条の規定による認可，同法第二十条第一項の規定による変更の認可及び同条第二項の規定による届出を要する行為</p> <p>六 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和三十四年法律第五十七号）第七条第一項の規定による許可及び同条第三項の規定による届出を要する行為（同条第一項ただし書の政令で定める行為を含む。）</p> <p>七 農業振興地域の整備に関する法律（昭和三十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の規定による許可を要する行為</p> <p>八 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十条第一項の規定による許可を要する行為（同項ただし書の政令で定める行為を含む。）</p>	<p>特別地域内行為許可 特別保護地区内行為許可 特別地域内行為届出 特別保護地区内行為届出 普通地域内行為届出 河川管理者以外工事承認 土石等採取許可 工作物新築等許可 土地掘削等許可 河川保全区域内行為許可 河川予定地内行為許可 河川保全立体区域内行為許可 河川予定立体区域内行為許可</p> <p>一般廃棄物処理施設設置許可 産業廃棄物処理施設設置許可 一般廃棄物処理施設変更許可 産業廃棄物処理施設変更許可</p> <p>自然環境保全地域内行為許可 特別地区内行為許可 普通地区内行為許可</p> <p>環境影響評価</p> <p>※6</p> <p>（別表）※4</p> <p>史跡名勝天然記念物現状変更許可 史跡名勝天然記念物復旧届出</p> <p>採取計画許可 採取計画変更許可 採取計画軽微変更届出</p> <p>都市公園施設設置許可 都市公園占用許可</p> <p>地すべり防止区域内行為許可</p> <p>採取計画認可 採取計画変更認可 採取計画軽微変更届出</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域内行為許可 急傾斜地崩壊危険区域内行為届出</p> <p>農用地区域内開発行為許可</p> <p>特定開発行為許可</p>
--	--

<p>九 県立自然公園条例（昭和三十四年宮城県条例第二十号）第十条第三項の規定による許可及び同条第七項又は同条例第十二条第一項の規定による届出を要する行為</p> <p>十 自然環境保全条例（昭和三十七年宮城県条例第二十五号）第十八条第一項の規定による許可、同条例第二十一条第一項、第二十六条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出、同条例第十八条第四項後段の規定による協議及び同条例第二十一条第五項又は第二十六条第五項の規定による通知を要する行為</p> <p>十一 文化財保護条例（昭和三十五年宮城県条例第四十九号）第十一条第一項又は第三十六条第一項の規定による許可及び同条例第十二条第一項（第三十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条第一項の規定による届出を要する行為</p> <p>十二 環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号）による環境影響評価の実施を要する行為</p> <p>十三 砂防指定地等管理条例（平成十五年宮城県条例第四十二号）第五条第一項又は第六条第二項の規定による許可を要する行為</p> <p>十四 産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成十七年宮城県条例第百五十一号）第十四条第二項の規定による説明を要する行為（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の規定による許可及び同法第十五条の二の六第一項の規定による変更の許可を要する行為を除く。）</p> <p>十五 法令（条例を含む。以下同じ。）又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為</p>	<p>特別地域内行為許可 特別地域内行為届出</p> <p>特別地区内行為許可 普通地区内行為届出 緑地環境保全地域内行為届出 その他地域内開発行為届出 特別地区内行為協議 普通地区内行為通知 緑地環境保全地域内行為通知</p> <p>指定有形文化財現状変更許可 指定史跡名勝天然記念物現状変更許可 指定有形文化財修理届出 指定有形民俗文化財現状変更届出</p> <p>環境影響評価</p> <p>砂防指定地内行為許可 砂防設備伐採等許可</p> <p>産業廃棄物処理施設等設置等許可等の説明を要する行為</p>
<p>※4 別表（第五条第3項関係）</p> <p>一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって、次に掲げるもの</p> <p>イ 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌じ台若しくは給水台を設置すること。</p> <p>ロ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された土地、地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域、河川法第六条第一項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。</p> <p>ハ 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。</p> <p>ニ 道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路を除く。）を改築すること（舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。</p> <p>ホ 信号機、防護柵さく、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道若しくは索道の交通の安全又は航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、又は増築すること（信号機にあっては、新築することを含む。）。</p> <p>ヘ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶によ</p>	

る旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識、料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置し、移転し、又は撤去すること。

ト 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。

チ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。

リ 郵便差出箱、集合郵便受箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四百四十一条第三項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。

ヌ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること（改築又は増築後においてその高さが二十メートルを超えるものを除く。）。

ル 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を改築し、又は増築すること。

ヲ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、増築すること。

ワ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を改築し、又は増築すること。

カ 法令等の規定により、又は保安の目的で標識を設置すること。

ヨ 主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道路を新築し、改築し、又は増築すること。

タ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するものを埋設すること。

レ 幅員が四メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後においてその幅員が四メートルを超えるものを除く。）。

ソ 溝、井せき、とい、水車、風車等を新築し、改築し、又は増築すること。

ツ 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設（樹林帯を除く。）、砂防法第一条に規定する砂防設備、森林法第四十一条第一項又は第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。

ネ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。

ナ 文化財保護法第百十五条第一項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。

二 土地の形質を変更する行為であって、次に掲げるもの

イ 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。

ロ 教育又は試験研究のために土地の形質を変更すること。

ハ 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査のための土地の発掘のために土地の形質を変更すること。

<p>三 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであって、次に掲げるもの</p> <p>イ 水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。</p> <p>ロ 教育又は試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>ハ 工作物の新築、改築、又は増築を行うための地質調査のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>ニ 宅地内の土石を採取すること。</p> <p>ホ 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>四 木竹の伐採であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 宅地の木竹を伐採すること。</p> <p>ロ 自家用のために木竹を択伐すること（塊状択伐を除く。）。</p> <p>ハ 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、きり、果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採すること。</p> <p>ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。</p> <p>ホ 電線路の維持のために下刈り、つる切り、又は間伐すること。</p> <p>ヘ 牧野改良のためにいばら、かん木等を除去すること。</p> <p>ト 建築物の存する敷地内において、高さ十メートル以下の木竹を伐採すること。</p> <p>チ 森林の保育のために通常行われる下刈り、つる切り、除伐、間伐、整枝等を行うこと。</p> <p>リ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>イ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為</p> <p>ロ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為</p> <p>ハ 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財又は同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為</p> <p>ニ 工作物の修繕のための行為</p> <p>ホ 工作物の存する敷地内で行う行為(工作物を新築し、改築し、又は増築することを除く。)</p> <p>六 前各号に掲げる行為に附帯する行為</p>	
--	--

<p>※6 条例施行規則第五条第二項第七号の規定により、知事が別に定めるもの(平成24年2月24日宮城県公告第152号)</p> <p>名取川流域水道水源特定保全地域のうち、仙台市の区域内において行う行為で次に掲げるもの</p> <p>一 仙台市環境影響評価条例(平成10年仙台市条例第44号)による環境影響評価の実施を要する行為</p> <p>二 杜の都の風土を守る土地利用調整条例(平成16年仙台市条例第2号)第2条第3項に規定する開発事業</p>
--

5 影響予測評価（条例第14条第1項、条例施行規則第4条第3項）

水環境に与える影響予測評価は、水環境の現況を調査し、及び将来の状況を予測することによって行い、その結果を水環境影響報告書として取りまとめる。

影響予測評価の方法は、宮城県環境影響評価マニュアル（大気・水・土壌その他の環境）改訂版（平成22年3月）の水質、底質、地下水の水質及び水位の項目に係る調査・予測・評価方法に準じるものとする。

ただし、調査期間等は、流域の特性及び水質汚濁物質等の変化・拡散の特性を踏まえた上で、水質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる理由を明示することにより、任意の調査期間及び測定頻度等とすることができる。

条例第十四条第一項

（開発行為の届出）

第十四条 水道水源特定保全地域内において次に掲げる行為（以下「開発行為」という。）をしようとする者は、当該開発行為に着手する日の六十日前までに、規則で定めるところにより、開発行為の種類、場所、施行方法、水環境に与える影響予測評価、着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

- 一 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 二 木竹を伐採すること。
- 三 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 四 土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

同条例施行規則第四条第三項

（開発行為の届出）

3 条例第十四条第一項の影響予測評価は、水環境の現況を調査し、及び将来の状況を予測することによって行い、その結果を水環境影響報告書として取りまとめなければならない。

6 関係市町村長への通知（条例第14条第4項）

知事は、開発行為の届出があったときは、速やかに当該届出に係る事項を関係市町村長に通知しなければならない。

条例第十四条第四項

4 知事は、第一項及び前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る事項を関係市町村長に通知しなければならない。

7 縦覧及び住民説明会の開催等（条例第14条第5項、条例施行規則第7条）

知事は、開発行為の届出があったときは、水環境影響報告書を15日間、県庁舎、関係県地方振興事務所庁舎及び関係市町村役場に備え付け、一般の縦覧に供する。

縦覧があったときは、縦覧に係る水道水源特定保全地域の住民又は利害関係人は、縦覧期間の満了日までに、水環境を保全する見地からの意見書を知事に提出することができる。

知事は、意見書の提出があった場合、必要があると認めるときは、縦覧期間の満了の日から15日以内に住民説明会の開催を求めるものとする。

届出をした者は、住民説明会の求めがあったときは、求めがあった日から14日以内に住民説明会を開催しなければならない。

条例第十四条第五項

5 知事は、第一項及び第三項の規定による届出(以下「開発行為届出等」という。)をした者に対し、必要があると認めるときは、住民説明会の開催を求めることができる。

条例施行規則第七条

(住民説明会の開催等)

第七条 知事は、条例第十四条第一項又は第三項の規定による届出があったときは、第四条第三項(前条第四項において準用する場合を含む。)に規定する水環境影響報告書を十五日間、県の庁舎その他の県の施設又は関係市町村の庁舎その他の施設に備え付け、一般の縦覧に供するものとする。

2 前項の規定による縦覧があったときは、当該縦覧に係る水道水源特定保全地域の住民又は利害関係人は、同項に規定する縦覧期間の満了の日までに、健全で恵み豊かな水環境を保全する見地からの意見書を知事に提出することができる。

3 前項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 水道水源特定保全地域の名称

三 健全で恵み豊かな水環境を保全する見地からの意見

4 知事は、第二項の規定による意見書の提出があった場合において、必要があると認めるときは、第一項に規定する縦覧期間の満了の日から起算して十五日を経過する日までに、条例第十四条第五項の規定による住民説明会の開催を求めるものとする。

5 条例第十四条第一項又は第三項の規定による届出をした者は、前項の規定による求めがあったときは、当該求めのあった日から起算して十四日を経過する日までに、同条第五項の規定による住民説明会を開催しなければならない。

8 開発行為に係る指導等（条例第15条）

知事は、水道水源特定保全地域における良好な水環境の保全を図るために必要と認めるときは、開発行為届出等をした者に対して、必要な措置をとるべきことを指導することができる。指導は、開発行為届出等があった日から60日以内に行わなければならない。

当該指導に従わない場合は、書面により勧告することができる。勧告は、開発行為届出があった日から70日以内に行わなければならない。

当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

条例第十五条

（開発行為に係る指導等）

第十五条 知事は、水道水源特定保全地域における良好な水環境の保全を図るために必要と認めるときは、その必要な限度において、開発行為届出等をした者に対して、必要な措置をとるべきことを指導することができる。

2 前項の規定による指導は、開発行為届出等があった日から起算して六十日以内に行わなければならない。

3 知事は、第一項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わない場合において、水道水源特定保全地域における良好な水環境の保全を図る上で著しい支障があると認めるときは、書面により、当該指導に従うよう勧告することができる。

4 前項の規定による勧告は、開発行為届出等があった日から起算して七十日以内に行わなければならない。

5 知事は、第三項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、その者に口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えなければならない。

6 知事は、第三項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

9 無届開発行為者に係る措置（条例第16条）

知事は、開発行為届出等をしないで開発行為に着手した者に対し、当該開発行為の種類、施行方法、施行日程その他必要な事項について報告を求めることができる。

報告等により良好な水循環の保全を図る上で著しい支障を及ぼすと認めるときは、無届開発行為者に対し、書面により、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

勧告を受けた者が当該勧告に従わなかった場合は、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

条例第十六条

（無届開発行為者に係る措置）

第十六条 知事は、開発行為届出等をしないで開発行為に着手した者（以下「無届開発行為者」という。）に対し、当該開発行為の種類、施行方法、施行日程その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告等により無届開発行為者に係る開発行為が、水道水源特定保全地域における良好な水環境の保全を図る上で著しい支障を及ぼすと認めるときは、当該無届開発行為者に対し、書面により、良好な水環境の保全を図るために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 前条第五項の規定は前項の規定による勧告をしようとする場合について、同条第六項の規定は前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかった場合について準用する。

10 実地調査（条例第17条）

知事は、開発行為届出等をした者に対する必要な措置の指導又は指導に従わない場合若しくは無届開発行為者に対する勧告をするために必要なときは、担当職員に水道水源特定保全地域内の土地に立ち入り、又は開発行為の実施状況を検査、若しくは水環境に及ぼす影響を調査させることができる。

条例第十七条

（実地調査）

第十七条 知事は、第十五条第一項の規定による指導又は同条第三項若しくは前条第二項の規定による勧告をするために必要な限度において、その職員をして、水道水源特定保全地域内の土地に立ち入らせ、又は開発行為の実施状況を検査させ、若しくは当該開発行為の良好な水環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

1 1 変更の届出（条例第 1 4 条第 3 項、条例施行規則第 6 条）

開発行為の届出をした者は、届出に係る事項を変更しようとするときは、当該変更に係る開発行為に着手する日の 6 0 日前までにその内容を届け出なければならない。

氏名若しくは名称又は住所の変更の場合には、氏名（名称・住所）変更届出書（様式第 2 号）を提出しなければならない。

開発行為の施行方法又は場所を変更しようとする場合には、開発行為変更届出書（様式第 1 号）に当該変更の内容を明らかにするものを添付するとともに、影響予測評価を再度行わなければならない。

条例第十四条第三項

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち規則で定める事項を変更しようとするときは、当該変更に係る開発行為に着手する日の六十日前までに、規則で定めるところにより、その内容を届け出なければならない。ただし、次条第一項の規定による指導又は同条第三項の規定による勧告に従うことにより変更を生ずるときは、この限りでない。

条例施行規則第六条 （変更の届出）

第六条 条例第十四条第三項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 氏名若しくは名称又は住所
 - 二 開発行為（変更後の行為が条例第十四条第二項第一号から第四号まで、第六号、第七号又は第九号に掲げる行為に該当することとなるものを除く。次号において同じ。）の施行方法
 - 三 開発行為の場所
 - 四 開発行為の着手予定年月日又は完了予定年月日
- 2 条例第十四条第三項の規定による変更の届出をしようとする者は、前項第一号に掲げる事項の変更の場合には氏名（名称・住所）変更届出書（様式第二号）を、同項第二号から第四号までに掲げる事項の変更の場合には開発行為変更届出書（様式第一号）を知事に提出しなければならない。
- 3 第一項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとする場合には、前項の届出書に、第四条第二項各号に掲げる図書のうち、当該変更の内容を明らかにするものを添付しなければならない。
- 4 前項に規定する場合には、条例第四条第一項の影響予測評価を再度行わなければならない。この場合においては、第四条第三項の規定を準用する。

1 2 中止の届出（条例施行規則第 8 条）

開発行為の届出をした者は、開発行為を取りやめたときは、開発行為中止届出書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

条例施行規則第八条 （中止の届出）

第八条 条例第十四条第一項の規定による届出をした者は、開発行為を取りやめたときは、開発行為中止届出書（様式第三号）を知事に提出しなければならない。

【参考 1】 開発行為が広範囲に点在する場合の届出の考え方

(1) 開発行為が点在する場合 (図1)

同一事業の開発行為が広範囲に点在し、水道水源特定保全地域内の開発行為面積の合計が1,000㎡を超える場合、1つの届出とする。

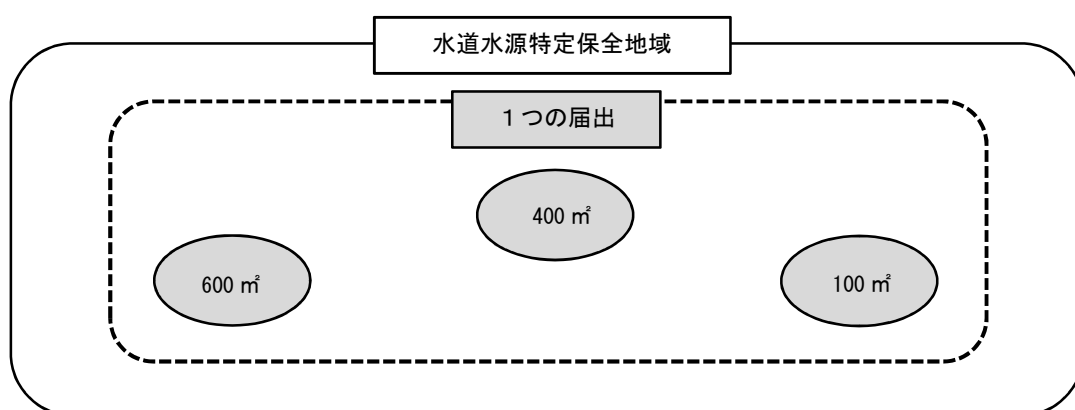


図1 開発行為が点在する場合の例

(2) 2つ以上の水道水源特定保全地域に点在する場合 (図2)

水道水源特定保全地域は、各流域水循環計画に基づき、流域毎に指定している。同一事業の開発行為が2つ以上の水道水源特定保全地域に点在し、開発行為面積の合計が1,000㎡を超える場合、1つの届出とする。

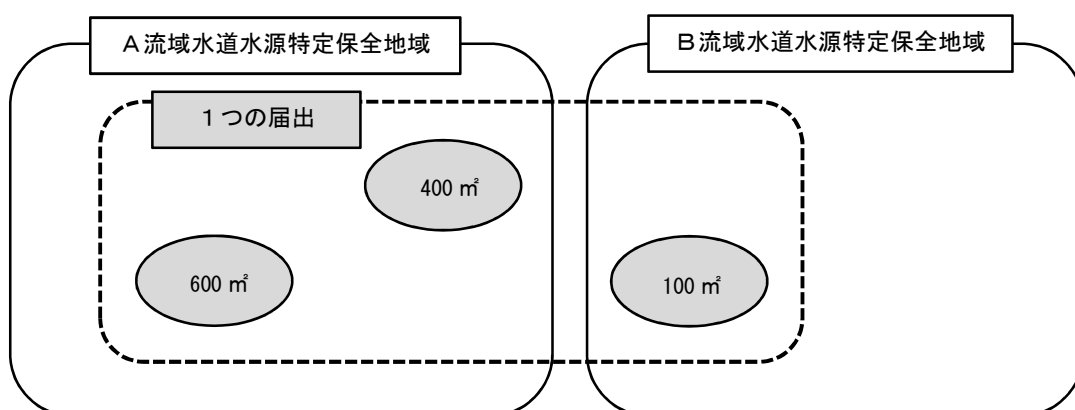


図2 2つの水道水源特定保全地域に点在する場合の例

【参考 2】 同一事業の考え方

同一事業として取扱うのは、開発行為の場所及び時期が近接している場合で、かつ、開発事業者若しくは土地所有者が実質的に同一である、又は施設の一体性がある開発行為とする。

様式第 1 号 (第 4 条, 第 6 条関係)

開発行為(変更)届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者	氏 名 (法人にあつては, 名称及び代表者の氏名)	
	住 所	郵便番号
	連 絡 先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他
		電話番号 ()

ふるさと宮城の水循環保全条例第 14 条第 1 項(第 3 項)の規定により, 次のとおり届け出ます。

水道水源特定保全地域の名称				
開発行為の種類				
開発行為の目的				
開発行為の場所				
開発行為の施行方法				
開発行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日

注 開発行為の変更の届出の場合には, 変更に係る事項の届出部分の欄に変更後の内容を記入し, その下に変更前の内容を括弧書で記入してください。

備考 用紙の大きさは, 日本工業規格 A 列 4 番縦長とします。

様式第 2 号 (第 6 条関係)

氏名(名称・住所)変更届書

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者	氏 名 (法人にあつては, 名称 及び代表者の氏名)	
	住 所	郵便番号
	連 絡 先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他
		電話番号 ()

次のとおり氏名(名称・住所)を変更したので, ふるさと宮城の水循環保全条例第 14 条第 3 項の規定により, 届け出ます。

開発行為 の届出に 係る事項	届 出 年 月 日	
	開発行為の場所	
	開発行為の種類	
氏 名 (名 称)	変 更 前	
	変 更 後	
住 所	変 更 前	
	変 更 後	
氏名(名称)又は住所を変更した年月日		

注 開発行為の届出に係る事項欄には, ふるさと宮城の水循環保全条例第 14 条第 1 項の規定により届け出ている事項を記入してください。

備考 用紙の大きさは, 日本工業規格 A 列 4 番縦長とします。

開 発 行 為 中 止 届 出 書

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者	氏 名 (法人にあっては, 名称 及び代表者の氏名)		
	住 所	郵便番号	
	連 絡 先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他	
		電話番号 ()	

次の開発行為を取りやめたので, ふるさと宮城の水循環保全条例施行規則第8条の規定により, 届け出ます。

開発行為の届出に係る事項	届 出 年 月 日	
	開発行為の場所	
	開発行為の種類	
開発行為を取りやめた年月日		

注 開発行為の届出に係る事項欄には, ふるさと宮城の水循環保全条例第14条第1項の規定により届け出ている事項を記入してください。

備考 用紙の大きさは, 日本工業規格A列4番縦長とします。

様式第4号(第9条関係)

(表)

	第 号
	ふるさと宮城の水循環保全条例第17条第2項の規定による身分証明書
6 cm	所属
	職名
	氏名
	年 月 日発行
	宮城県知事 印
	9 cm

(裏)

ふるさと宮城の水循環保全条例(抜すい)

(開発行為に係る指導等)

- 第15条 知事は、水道水源特定保全地域における良好な水環境の保全を図るために必要と認めるときは、その必要な限度において、開発行為届出等をした者に対して、必要な措置をとるべきことを指導することができる。
- 2 前項の規定による指導は、開発行為届出等があった日から起算して60日以内に行ななければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わない場合において、水道水源特定保全地域における良好な水環境の保全を図る上で著しい支障があると認めるときは、書面により、当該指導に従うよう勧告することができる。
- 4 前項の規定による勧告は、開発行為届出等があった日から起算して70日以内に行ななければならない。
- 5 知事は、第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、その者に口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 6 知事は、第3項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

(実地調査)

- 第17条 知事は、第15条第1項の規定による指導又は同条第3項若しくは前条第2項の規定による勧告をするために必要な限度において、その職員をして、水道水源特定保全地域内の土地に立ち入らせ、又は開発行為の実施状況を検査させ、若しくは当該開発行為の良好な水環境に及ぼす影響を調査させることができる。
- 2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

届出受理通知（案）

環 対 第 〇〇 号
年号〇年〇月〇日

（届出者） 殿

宮城県環境生活部長
（ 公 印 省 略 ）

届出の受理について（通知）

年号〇年〇月〇日付けで届出のありました開発行為届出書については、年号〇年〇月〇日付けで受理されました。